

豊中市の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市情報セキュリティ対策基準において個人情報等重要情報資産であることに鑑み、別に定めのあるものを除くほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定に基づき、保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置を講じるため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）の例による。

(統括保護管理者)

第3条 本市に、保有個人情報の適切な管理に関する事務を統括するため、統括保護管理者（以下「統括者」という。）を置く。

2 統括者は、総務部長をもって充てる。

(教育研修)

第4条 統括者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（委託事業者、派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、当該保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うことができるよう体制を整備する。

2 個人情報保護管理責任者は、当該課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第5条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び豊中市情報セキュリティ対策基準等の定め並びに統括者及び個人情報保護管理責任者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(法に基づく報告及び通知、公表等)

第6条 実施機関等は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに事実関係及び再発防止策の公表等の所定の手続を行う。

(1) 法第68条第1項に規定する委員会への報告を要するとき

(2) 法第68条第2項の規定による本人への通知を要するとき

(3) 市長が特に必要と認めるとき

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保有個人情報の安全管理のための必要かつ適切な措置について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日に実施する。